

○伊豆の国市児童生徒の就学援助に関する規則

平成19年3月16日規則第9号

改正

平成19年12月26日規則第30号

平成21年5月18日規則第17号

平成22年3月30日規則第13号

平成26年10月27日規則第28号

平成27年12月17日規則第38号

伊豆の国市児童生徒の就学援助に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、当該児童生徒の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 本市の区域内に住所を有する学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒並びに学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定による本市が設置した小学校及び中学校への就学の承諾を得た者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒の学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

(支給の対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒の次の各号のいずれかに該当する保護者であって、教育委員会が就学援助の必要があると認定したものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している者であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 就学援助を受けようとする年度の当該年度又は前年度において、次の(ア)から(コ)までのいずれかの措置を受けた者又は受けている者

(ア) 生活保護法第26条に規定する保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の62の規定による個人の行う事業に対する事

業税の減免

- (ウ) 地方税法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税
 - (エ) 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免
 - (オ) 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免
 - (カ) 地方税法第717条の規定による国民健康保険税の減免
 - (キ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による保険料の納付の免除
 - (ク) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予
 - (ケ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給
 - (コ) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日付け厚生省社第398号厚生事務次官通知）の規定に基づく貸付け
- イ アに該当する者以外の者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの
- (ア) 職業が不安定である者
 - (イ) 学校納付金の納付状態が悪い児童生徒、昼食の持参状況若しくは被服の状態が悪い児童生徒又は学用品若しくは通学用品が不自由な状態にある児童生徒の保護者
 - (ウ) 経済的な理由により欠席の日数の多い児童生徒の保護者

(就学援助の種類等)

第4条 就学援助は、次に掲げる費用について、児童生徒1人につき1年度当たり市長が別に定める額（以下「就学援助費」という。）を支給して行う。

- (1) 児童生徒が通常必要とする学用品の購入に要する費用（以下「学用品費」という。）
- (2) 児童生徒（小学校にあっては第2学年から第6学年までの学年に、中学校にあっては第2学年及び第3学年の学年に在籍する児童生徒に限る。）が通常必要とする通学用品の購入に要する費用（以下「通学用品費」という。）
- (3) 児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科（以下「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」という。）
- (4) 児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科（以下「校外活動費（宿泊を伴うもの）」という。）
- (5) 児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距

離が、小学校に在学する児童生徒にあつては3キロメートル以上、中学校に在学する児童生徒にあつては5キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等をいう。）の旅客運賃をいう。）

（以下「通学費」という。）

(6) 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の費用（以下「修学旅行費」という。）

(7) 中学校の保健体育の授業の実施に必要な柔道着の購入に要する費用（以下「体育実技用具費」という。）

(8) 小学校又は中学校に入学した児童生徒（第1学年の学年に在学する児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入に要する費用（以下「新入学児童生徒学用品等費」という。）

(9) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費であつて保護者の負担に要する費用（以下「給食費」という。）

(10) 児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条各号に掲げる疾病にかかり、その疾病の治療のための医療に要する費用（以下「医療費」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める費用に係る就学援助費の支給は行わない。

(1) 生活保護法第12条の規定による生活扶助を受けている者 新入学児童生徒通学用品等費

(2) 生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者 学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、通学費、体育実技用具費及び給食費

(3) 生活保護法第15条の規定による医療扶助を受けている者 医療費

3 第1項の規定にかかわらず、就学援助費の支給が、金銭で支給することができないとき、金銭で支給することが適当でないと認められるときその他就学援助の目的を達成するために必要があるときは、現物の支給によって行うものとする。

（認定の申請）

第5条 第3条の規定による認定を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による就学援助資格認定申請書を当該申請に係る児童生徒の在学する学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を経由する学校の校長は、同項の規定による申請書の提出があつたと

きは、遅滞なく、様式第2号による就学援助児童生徒に係る世帯票を作成し、当該申請書に添付して教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条第1項の申請書の提出があったときは、必要な調査及びその内容の審査を行い、申請者に就学援助が必要であると認めるときは、その認定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定の際、必要に応じて民生委員又は福祉事務所長の意見を求めるものとする。

3 第1項の認定の有効期間は、1年以内で教育委員会が定める。

(認定の通知)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により就学援助が必要であると認定したときは、その旨を様式第3号による就学援助資格認定通知書により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、就学援助が必要でないとしたときは、その旨を様式第4号による就学援助資格認定却下通知書により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定による通知をしたときは、様式第2号による就学援助児童生徒に係る世帯票により当該通知に係る児童生徒の在学する学校の校長に通知するものとする。

(異動の届出)

第8条 第6条第1項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けた者（以下「認定者」という。）は、転出、辞退その他の理由により就学援助を受ける必要がなくなったときは、速やかにその旨を当該認定に係る児童生徒の在学する学校の校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたと認めるとき又は就学援助の必要がなくなったと認めるときは、当該認定者の認定を取り消さなければならない。

(就学援助費の支給の申請)

第10条 就学援助費の支給を受けようとする認定者は、様式第1号による就学援助費支給申請書を当該認定者の認定に係る児童生徒の在学する学校の校長及び教育委員会を経由して市長に提出しなければならない。

(就学援助費の支給の決定等)

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の審査を行い、速やかに就学援助費の支給を行うかどうかを決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により就学援助費の支給を行うことを決定したときは、その旨を様式第5号による就学援助費支給決定通知書により認定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により就学援助費の支給を行わないことを決定したときは、その旨を様式第6号による就学援助費支給却下通知書により認定者に通知するものとする。
- 4 市長は、前2項の規定による通知をしたときは、様式第7号による就学援助費支給決定結果通知書により当該通知に係る児童生徒の在学する学校の校長に通知するものとする。

(就学援助費の支給)

第12条 市長は、前条第2項の規定による就学援助費の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、就学援助費を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給決定に係る児童生徒の在学する学校の校長が就学援助費の受領について支給決定者から委任された場合は、市長は、当該支給決定に係る児童生徒が在学する学校の校長を通じて当該支給決定者に就学援助費を支給するものとする。
- 3 前項の規定により校長が就学援助費の受領を委任されたときは、当該校長は、様式第8号による就学援助費個人支給明細書を作成し、教育委員会の当該就学援助費の支給についての確認を受けなければならない。

(就学援助費の支給決定の取消し)

第13条 市長は、支給決定者が偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたと認めるとき又は就学援助費の支給の必要がなくなつたと認めるときは、当該支給決定者の支給決定を取り消すものとする。

(就学援助費の返還)

第14条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に就学援助費を支給しているときは、当該就学援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年度分の就学援助費の支給から適用する。

附 則（平成19年12月26日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月18日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日規則第13号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度分の就学援助費から適用する。

附 則（平成27年12月17日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条第 1 項、第10条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

様式第 2 号（第 5 条第 2 項、第 7 条第 3 項関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

様式第 3 号（第 7 条第 1 項関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

様式第 4 号（第 7 条第 2 項関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

様式第 5 号（第11条第 2 項関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

様式第 6 号（第11条第 3 項関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

様式第 7 号（第11条第 4 項関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

様式第 8 号（第12条第 3 項関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）